

入札説明書

兵庫県食肉検査システム構築・運用保守業務調達業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名
兵庫県食肉検査システム構築・運用保守業務調達業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所
以下の4か所にて履行する。
〒675-0332 兵庫県加古川市志方町横大路36-1
兵庫県食肉衛生検査センター
〒679-4322 兵庫県たつの市新宮町仙正36-1
西播磨食肉衛生検査所
〒656-0152 兵庫県南あわじ市倭文長田49-18
淡路食肉衛生検査所
〒667-0112 兵庫県養父市養父市場1282-8
但馬食肉衛生検査所
- (5) 入札方法
上記(1)の役務について入札に付する。
入札金額は総額（消費税及び地方税の額は除く。）を記載し提出すること。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札参加を希望する者は、物品関係入札参加資格審査の申請を行い、開札の日時までに物品関係入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込み期間の最終日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県が示す仕様書に基づく業務の実施が可能であること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和8年7月17日（金）午後5時までに提出すること。
- (2) 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応ずること。

4 入札参加の申込み

(1) 申込場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 1号館4階
兵庫県保健医療部生活衛生課 担当 上前
電話 (078) 362-3258

(2) 申込期間

令和8年7月10日(金)から同年7月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書類

- ア 「入札参加申込書」を(1)の申込場所に直接持参又は郵送すること。郵送の場合は申込期間中に電話連絡すること。
- イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合はその旨申し出ること。
- ウ 財務規則(昭和39年規則第31号。以下「財務規則」という。)第84条第1項ただし書の規定による国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書面を申込書に添付すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

- ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記4(2)の最終日とする。
 - イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年7月21日(火)までに入札参加申込者に一般競争入札参加資格者確認通知書により電子メールで通知する。
 - ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。
- (7) 提出期間
令和8年7月22日(水)から同年7月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (イ) 提出場所
前期4(1)に同じ
- (ウ) 回答
説明を求めた者に対し、申立の日の翌日から起算にて3日以内に書面により回答する(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

(5) その他

- ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書(様式は任意)で質問すること。

なお、入札後、仕様書等の内容についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることは認めない。

ア 提出期間

令和8年7月10日(金)から同年7月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

イ 提出場所 前記4(1)に同じ。

- (2) 質問に関する回答書は、令和8年7月22日(水)から同年7月27日(月)までの間、兵庫県ホームページ「入札・公売情報」の入札公告「その他」に掲示する。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月28日（火）14時
- (2) 場所 兵庫県庁3号館8階入札室

8 入札書の提出方法

前記7の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札の執行に先立ち、一般競争入札参加資格者確認通知書の写しを提出すること。また、本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参すること。

ただし、郵送（書留郵便に限る）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6講に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封上、その封皮にそれぞれ前記1(1)の「業務件名」及び「初度入札」・「再度入札（2回目）」の区別を記入し、令和8年7月27日（月）午後5時までに上記4(1)の場所に必着のこと。その際、「初度入札」の封筒に一般競争入札参加資格者確認通知書の写しを同封すること。

また、名簿に登録されていない者で前記2(1)のただし書きの申請を行った者は、その者が入札の日時までに「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては次の点に留意すること。
 - ア 業務委託名は、前記1(1)に示した業務件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
 - オ 外国業者にあつては、署名することは差し支えない。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告（以下「本公告」という。）に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和8年7月24日（金）正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第84条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。
 - イ 前記アのただし書の入札保証保険の保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和8年7月24日（金）以前の任意の日を開始日とし、契約締結予定日令和8年8月4日（火）以降を終了日とすること。
 - ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効と

なるので注意すること。

エ 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提出された担保を含む。以下本項に置いて同じ。）は、落札者決定後これを還付する。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。なお、入札予定額を上回る金額で入札を行った者については、入札終了後直ちに還付する。

オ 入札を辞退した者は、落札決定後これを還付する。

カ 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書等を県に提出するものとする。

キ 前記エのただし書の規定にかかわらず、落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

ク 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

ケ 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、県に属する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合等財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

イ 前記アのただし書の履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とし、契約保証金は、契約満了の日まで保管する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、この限りでない。

14 入札に関する条件

(1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵便等により行うこと。

(2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日までに提出されていること。

ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日令和8年8月4日（火）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (6) 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。ただし、申込書に代理人の職・氏名が記載されており、入札当日に顔写真付き公的書類により本人確認ができる場合は、この限りではない。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるときは、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成等

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 支払条件

県の検査が完了したときは、委託料の支払を請求することができる。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

20 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 契約書(案)
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 入札書
- (6) 委任状

21 調達事務担当課

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 1号館4階
兵庫県保健医療部生活衛生課 担当 上前
電話 (078) 362-3258